

神奈川県立平塚工科高等学校「生徒心得」

1. 基本的な心構え

- 平塚工科高校生徒としての自覚を持って行動し、お互いに個性を尊重し、信頼し合える人間関係を作れるよう努力する。
- 生徒自ら自主・自立の生活態度を身につけ、勉学や様々な活動に励み、有意義な高校生活を送る。
- 学校は共同生活の場であることを念頭に置き、自分のことのみを考えず、他者の気持ちも考えて行動する。

2. 規律

(1) ルールの遵守

- 社会のルール(法律など)、学校のルール(生徒心得など)を守ること。それらに違反した場合は、保護者同席の下に教育的指導を行うことがある。

(2) 暴力・いじめ・窃盗

- 「だれもが安心して過ごせる場」それが学校です。暴力・いじめ(インターネット、ブログ、SNS等での他者に対する誹謗・中傷、または無断で他人の画像掲載等を含む)・窃盗が行われた場合、「退学」も視野に入れた厳しい指導を行うこともある。

(3) 身だしなみ

①制服

- 制服はきちんと着用する。
- 制服は、男女とも本校指定のものとし変形をしない。但し、女子でスラックスを希望する生徒については、学生服またはそれに準じたスラックス(黒またはグレー)の着用を可とする。
- 制服のリボン本校指定のものとする。
- 夏季略装期間(6月1日～9月30日)移行期間(5月1日～31日、10月1日～31日)は上着を着用しなくてもよい。白無地のワイシャツ、ポロシャツを着用し、左胸ポケットの部分にエバマーク(胸章)をつける。また夏季略装期間中において、気温の低い日や体調不良の時には上着の着用および、白・紺・黒・茶・グレーの無地で単色のセーター・ベストの着用を認める。(カーディガン・スウェットパーカーなどの着用は認めない)
- 夏季略装期間・移行期間以外でも上着の下には、エバマークのついたワイシャツ、ポロシャツを着用していること。上着の下にセーター・ベストの着用は認めるが、セーター・ベストのみでの活動は認めない。また、登下校時および校舎内において寒い場合には、上着(制服)の上に防寒着を着用することができる。但し、上着(制服)の下の着用やスウェットパーカーの着用は認めない。

②頭髪等

- 清潔ですっきりした髪型とする。染色・脱色・パーマ・目立つ変形等はしない。ピアス(透明の物も含む)、ネックレスなどの装身具を付けない。

③再登校指導

- 服装・頭髪等に規定違反があった場合には一度家に帰し、再度登校させる再登校指導を行う場合がある。

(4) 外出

- 登校後は、下校する迄、無断で校外へ外出することは禁止する。外出の必要がある場合には、必ず担任の許可を得て、外出許可書をもって外出する。また、早退についても必ず担任の許可を得て、早退届をもって早退する。

(5) 所持品

●紛失、盗難防止

所持品には記名を徹底し、貴重品は持参しない。靴箱・ロッカーにはカギを掛ける。万一、貴重品を持参した時は、身に付けておくなどその管理を慎重にし、紛失、盗難のないように細心の注意を払う。また自転車は二重ロックを心がける。

●スマートフォン・携帯電話・ウェアラブル端末は授業中には電源を切り使用しない。テスト中は電源を切り教室の指定BOXに入れる。

(6) 交通安全

●交通事故、特に自転車・バイクによる交通事故が多発しているため、交通法規について正しい知識を持って、慎重な行動を心掛けること。

●バイク・自動車の登下校（学校行事や部活動における参加場所への移動を含む）は、禁止する。また、登下校時保護者運転以外のバイク・自動車同乗、帰宅後の制服でのバイク・自動車の運転・保護者運転以外の同乗も禁止する。

●自転車通学者は学校に学級担任を通じ自転車通学届を提出し、交通法規を守って乗用すること。また、通学に使用する自転車には必ず学校のステッカーを貼ること。

●バイク・自動車等の免許取得をしたら、学級担任を通じ運転免許取得届を提出する。

(7) アルバイト

●アルバイトをやむをえず行う場合は、保護者と良く話し合って学業に支障がないようにする。その際は学級担任を通じ、アルバイト届を提出すること。

(8) 特別指導

①特別指導の対象措置

●平塚工科高等学校の生徒として、ふさわしくない行為及び行動をしたと学校が判断した場合は特別指導の対象となる。

※特別指導とは、当該生徒のその後のよりよい育成を目的として、通常の指導とは別に該当生徒に対する指導計画を立てて行う教育的な指導です。

②特別指導の内容

●行った行為および行動に対して、期日を指定した指導を行います。指導中の反省状況などにより期日が延長される場合もあります。再三の指導にもかかわらず、平塚工科高等学校の生徒としてふさわしくない行為及び行動を繰り返した場合や行為および行動の内容によっては、自主退学等のさらに厳しい指導となる場合もあります。

3. 諸届

●次のようなことが生じた場合には、すぐに学校に届け出ること。

①欠席、遅刻、早退、欠課、忌引の場合は、その都度速やかに学級担任に届け出なければならない。

②本人または家族が感染症にかかった時は直ちにその旨、学級担任に届け出る。

③病気その他の理由で休学する場合は、学級担任の指導を受けて学校長に願い出る。

④氏名、住所、通学区間、保護者の変更等身上事項の異動があった時は、直ちに学級担任を通じ、所定の用紙に記入し、学校長に届け出る。

⑤怪我などで制服を着用できない場合は学級担任を通じて異装届を提出する。

※休学願、復学願、転学願、退学願、身上事項異動届の用紙は事務室に備えてあります。

補記 この「生徒心得」は令和5年4月1日より運用する。